平成24年第17回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

１、平成24年第17回岩手町農業委員会総会は、平成24年9月20日、午後１時30分、岩手町役場第４会議室に招集された。

１、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

（１）　報告第１号　農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて
（２）　議案第１号　農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について
（３）　議案第２号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について
（４）　議案第３号　農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について
（５）　議案第４号　農用地利用集積円滑化事業農地所有者代理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について

１、本日の出席委員は、次のとおりである。

２番　幅　　清一
３番　佐々木　金見
４番　田中　正志
５番　國枝　金一
６番　佐々木　由和
７番　黒澤　金一
８番　太布　光則
９番　岩舘　修一
10番　澤村　博美
11番　中村　重信
12番　細野　清悦
13番　千葉　靜子
14番　遠藤　幸夫
15番　井戸　ツヨミ
16番　福士　好子
18番　松本　良子(職務代理)
(議長)19番　福島　昭士(会長)

１、本日の欠席委員は、次のとおりである。

１番　横澤　稔秋
17番　今松　利雄

１、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長　　田村　　寿

農地振興係主幹　　遠藤　信男
副主幹　　川村　祐子
主　任　　山中　寿行

（開会時刻　午後１時30分）

議　　長　ただいまから第17回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、１番横澤稔秋委員、17番今松利雄委員の２名であります。

議　　長　会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、当職より指名いたします。13番千葉靜子委員、14番遠藤幸夫委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の山中主任にお願いいたします。

議　　長　本日の総会は、配布してあります報告１件 議案４件の提出があります。お諮りします。報告１件 議案４件を議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告１件 議案４件を議題とすることに決定いたしました。

議　　長　次に、報告第１号農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて、別紙のとおり、農地法施行規則第32条第１項第１号の規定により、転用の例外届け、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、２ページとなっております。農地法施行規則該当転用届について、であります。受付番号６番、土地の所在地は、大字土川第４地割、登記地目、畑、届出面積424㎡のうち、200㎡となっております。申請人は、大字土川第４地割の60歳の男性の方です。施設の概要は、農業用倉庫１棟77.76㎡となっております。利用状況は、農業用施設、農畜産物加工資材置場となっております。

次に、受付番号７番、土地の所在地は、大字川口第14地割、登記地目、田、届出面積1,918㎡のうち191.01㎡となっております。申請人は、東京都港区東新橋の携帯電話会社です。施設の概要は、携帯電話の鉄塔１棟191.01㎡となっております。

利用状況は、携帯電話無線基地局となっております。

次に、受付番号８番、土地の所在地は、大字久保第７地割、登記地目、田、届出面積161㎡となっております。申請人は、大字久保第７地割の72歳の男性の方です。施設の概要は、集出荷作業施設１棟92.74㎡となっております。利用状況は、りんご貯蔵庫となっております。３ページから４ページには、受付番号６番の農地法施行規則該当届。５ページから７ページには、受付番号７番の農地法施行規則該当届。８ページから10ページには、受付番号８番の農地法施行規則該当届。11ページには、大字土川第４地割の図面。12ページには、大字川口第14地割の図面。13ページには、大字久保第７地割の図面を添付しておりますので、参照してください。以上、報告を終わります。

議　　長　事務局より説明が終わりました。それでは、委員さんから何かありましたら、ご発言願います。

（なしの声）

議　　長　質疑なしと認め、報告のとおりとさせていただきます。

議　　長　それでは、議案第１号に入ります。議案「農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について」別紙のとおり、農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員会の判断を求める。説明を事務局からお願いします。

事　務　局　資料については、15ページとなっております。農地・非農地の判断対象地リストの土地は、４月11日に農地調整小委員会で現地確認した結果の表でございます。岩瀬張地区の所有者から一筆農地として利用するという意向でありましたので、その土地は除いてあります。内容につきましては、登記地目、畑８筆、田28筆、合計36筆となっております。登記面積は、合計68,054㎡となっております。所有者は、11名となっております。なお、総会で決定後に非農地通知書を発送することとなります。以上、説明を終わります。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

７番黒澤委員　この中で所有者が無くなっている方が３名程ありますが、経営者※※或いは経営者※※※とありますが、この方々は想定相続人という考え方でいいのかどうか伺います。

事　務　局　経営者につきましては、同一世帯内で例えば世帯主が亡くなった場合は奥さん等

その家族で残っている方をパソコンのシステム上経営者としてやっております。実際の法定相続人かどうかという事は判断つきかねます。

７番黒澤委員　はい、分りました。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

14番遠藤委員　耕作放棄地を把握してから今年で４年目になりますが、非農地として農業委員会で認めたということであれば、その後はどのような扱いになりますか。

事　務　局　総会後に所有者に対して非農地証明書を出します。その非農地証明書を持参して登記所で地目変更が出来るという事ですが、手続きがなされないと地目はそのままになります。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。それでは、議案第１号、「農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について」は、農地非該当とすることにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、非該当と意見に決定いたしました

議　　長　議案第２号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、17ページとなっております。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可について、であります。受付番号13番、土地の所在は大字川口第30地割、登記地目、畑３筆、田７筆、登記面積合計11,415㎡となっております。譲受人は、大字川口第30地割の60歳の男性の方です。譲渡人は、大字第30地割の76歳の男性の方です。理由は、受贈し農業を行う・一括贈与となっております。譲受人の家族数は１人で耕作者数は１人となっております。18ページには、大字川口第30地割の図面を添付しておりますので、参照して下さい。なお、この件につきましては現地調査をしておりますので現地調査員の方から報告をお願いします。以上、説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

８番太布委員　議案第２号、受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします。現地確認は、私８番太布と、９番岩舘委員、10番澤村委員及び事務局２名で確認してまいりました。この場所は、丸泉寺牧野入り口の手前になります。この案件の農地は耕作予定であります。本人を含めた家族で耕作予定でした。土地の利用状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　次に、議案第３号岩手農業振興地域整備計画変更申出書に対する意見の決定について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第１項の規定に基づき、岩手町長より別紙のとおり変更したい旨の申し出があった岩手農業振興地域整備計画変更申出書について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、20ページから25ページとなっておりますが23ページをご覧ください。受付番号４番、事業計画者は大字土川第４地割の男性の方です。土地の所在地は、大字土川第４地割、登記地目、畑、申請面積424㎡の内200㎡となっております。事業目的は、農用地を農業用施設用地に転用するものであります。協議内容につきましては、庁舎内の関係課と協議した内容となっております。20ページから24ページには岩手農業振興地域整備計画変更届。25ページには大字土川第４地割の図面を添付しておりますので、参照してください。なお、この件につきましては現地調査をしておりますので現地調査員の方から報告をお願いします。以上、説明を終わります。

議　　長　事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

８番太布委員　議案第３号、受付番号４番について、現地調査の結果を報告いたします。現地確認は、私８番太布、９番岩舘委員、10番澤村委員と事務局２名で確認してまいりました。場所は、土川になります。農畜産物加工施設を建てるという事です。周りに影響が出るような場所でもなく、いずれも法令等の審査基準を遵守しており農地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第３号について、可とすることに、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、可とする意見に決定いたしました。

議　　長　次に、議案第４号に入ります。農用地利用集積円滑化事業農地所有者代理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、の件でございます。説明を事務局からお願いします。

（７番黒澤委員退室）

事　務　局　資料については、27ページとなっております。この件は、一方井地区地域農業マスタープラン「人・農地プラン」の利用権設定について、であります。受付番号２番、利用権の設定を受ける者は大字一方井第14地割の農事組合法人です。利用権を設定するものは、代理人大字五日市第10地割の農地利用集積円滑化団体と大字土川第７地割の85歳の男性の方です。土地の所在地は、大字土川第６地割及び大字坊第２地割、現況地目、田６筆、認定面積合計7,879㎡となっております。契約期間は、平成24年９月20日から平成30年12月31日までとなっております。貸借料は、一反歩当たり10,000円。作物は水稲となっております。利用権の種類は、賃貸借権設定、農地所有代理事業に係る利用権設定となっております。

次に受付番号３番。利用権の設定を受ける者は、大字一方井第14地割の農事組合法人です。利用権を設定する者は、代理人大字五日市第10地割の農地利用集積円滑化団体と大字一方井第13地割の65歳の女性の方です。土地の所在地は、大字一方井第12地割及び大字一方井第13地割、現況地目、田７筆、畑２筆、認定面積合計13,666㎡となっております。契約期間は、平成24年９月20日から平成30年12月31日までとなっております。貸借料は、一反歩当たり10,000円。作物は水稲、大豆とな

っております。利用権の種類は、賃貸借権設定と農地所有代理事業に係る利用権設定となっております。28ページには、農用地利用集積計画。29ページと30ページには、利用権を設定する土地の図面を添付しておりますのでご参照ください。以上、説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。ここで皆さんからご意見なり質疑をお願いいたします。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。それでは、議案第４号、農地利用集積円滑化事業農地所有者代理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定にたいする意見の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、可とすることに決定いたします。

（７番黒澤委員入室）

議　　長　この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第17回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会時刻　午後２時00分）

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長　　印

13番　　印

14番　　印